

企業等職員受入れ研修要綱

61 総人職第891号

制定 昭和62年4月1日

改正 平成18年4月1日

改正 平成22年7月16日

改正 平成30年7月20日

改正 令和2年10月30日

(目的)

第1条 この要綱は、企業等職員受入れ研修に関し必要な事項を定めることにより、民間企業等に勤務する職員（以下「企業等職員」という。）を東京都行政実務研修員（以下「交流受入職員」という。）として受け入れ、交流受入職員の資質の向上及び都政への民間活力の導入を図り、もって都政の効率的な執行に資することを目的とする。

(交流受入職員の決定)

第2条 交流受入職員の決定に関する事務は、別に定める基準に従い、受入局が処理する。

2 受入局は、交流受入職員の決定に際して、総務局人事部長が別に定めるものについては、総務局人事部人事課に協議するものとする。

(受入期間)

第3条 交流受入期間は、3年を超えることができない。

2 前項の期間は、局長が研修の目的を効果的に達成するためその他必要があると認めるときは、当該企業等職員が勤務する企業等（以下「派遣元企業等」という。）と協議の上、交流受入を開始した日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

(給与)

第4条 交流受入中の交流受入職員の給与（通勤費を含む。）は派遣元企業等が負担し、交流受入職員に直接支給する。

(勤務時間その他の勤務条件)

第5条 交流受入職員の勤務時間その他の勤務条件は、都職員に適用される法令等の例による。

(費用弁償)

第6条 交流受入の実施に伴い必要となる出張旅費等の諸経費については、原則として都が負担する。

(交流受入中の災害及び通勤による災害)

第7条 交流受入中の災害又は通勤による災害については、派遣元企業等の業務上の災害又は通勤による災害として取り扱い、派遣元企業等の責任において処理する。

(発令)

第8条 交流受入職員の発令は、別記様式第1号により行うこととする。

(秘密保持義務)

第9条 交流受入職員は、交流受入中都において知り得た秘密を交流受入中及び交流受入後において漏らしてはならない。

(誓約)

第10条 交流受入職員は、交流受入開始に際して、別記様式第2号により誓約を行うものとする。

(服 務)

第11条 交流受入職員は、交流受入中、都職員に適用される法令等を遵守しなければならない。

2 交流受入職員は、交流受入中、別記様式第3号による東京都研修員カードを所持するものとする。

(協定の締結)

第12条 交流受入の実施に関し、必要があると認めるときは、派遣元企業等と協定を締結する。

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交流受入実施に関し必要な事項は、総務局人事部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行する。